

利用にあたって

- I) 本資料は、公表されている最新の数値を基本に、和歌山県の農林水産業の概要を示したものです。
- II) 公表されている数値の最新年次が全国と和歌山県で異なるなどのため、掲載している「本県農林水産業の全国における位置」等、公表数値と本編の数値が一致しないものもあります。
- III) 数値等の出典は図の下に（）書きで示しています。

ただし、「本県農林水産業の全国における位置」は農林水産省統計表に基づいています。また、単位未満の数値は四捨五入、あるいは下記のとおり四捨五入を行っている調査もあるため、内容の計は必ずしも合計と一致しません。

桁数		7桁以上	6～5桁	4～3桁	2桁以下
四捨五入の方法		100の位を 四捨五入	10の位を 四捨五入	1の位を 四捨五入	四捨五入 しない
例	四捨五入前	1,234,567	123,456	1,234	12
	四捨五入後	1,235,000	123,500	1,230	12

- IV) 本資料で使われている主な統計用語は、次のとおりです。

(1) 農家とは……………経営耕地面積が10 a 以上であるか又は過去1年間の農産物販売金額が15万円以上あるかのどちらかの要件を満たしている世帯。

(2) 農業経営体とは…農産物の生産を行うか又は委託を受けて農作業を行い、生産又は作業に係る面積・頭羽数が、次の規定のいずれかに該当する事業を行う者。

(1)経営耕地面積が30 a 以上の規模の農業

(2)農作物の作付面積又は栽培面積、家畜の飼養頭羽数又は出荷羽数、その他の事業の規模が次の農業経営体の基準以上の農業

①露地野菜作付面積 15 a

②施設野菜栽培面積 350m²

③果樹栽培面積 10 a

④露地花き栽培面積 10 a

⑤施設花き栽培面積 250m²

⑥搾乳牛飼養頭数 1頭

利用にあたって

⑦肥育牛飼養頭数 1頭

⑧豚飼養頭数 15頭

⑨採卵鶏飼養羽数 150羽

⑩ブロイラー年間出荷羽数 1,000羽

⑪その他 調査期日1年間における農業生産物の総販売
額50万円に相当する事業の規模

(3) 農作業の受託の事業

(3) 個人経営体とは…個人（世帯）で事業を行う経営体。なお、法人化して事業
を行う経営体は含まない。

(ア) 主業経営体とは

農業所得が主(世帯所得の50%以上が農業所得)で、調査期日前1年間に
自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいる個人経営体。

(イ) 準主業経営体とは

農外所得が主(世帯所得の50%未満が農業所得)で、調査期日前1年間に
自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいる個人経営体。

(ウ) 副業的経営体とは

調査期日前1年間に自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員
がいない個人経営体。

(エ) 基幹的農業従事者とは

15歳以上の世帯員のうち、ふだん仕事として主に自営農業に従事してい
る者。

(4) 団体経営体とは…個人経営体以外の経営体。

(5) 単一経営経営体とは…農産物販売金額のうち、首位部門の販売金額が8割以上
の経営体。

(6) 複合経営経営体とは…単一経営以外をいい、農産物販売金額のうち、首位部
門の販売金額が8割未満(販売のなかった経営体を除く)
の経営体。

(7) 経営耕地とは…調査期日現在で農業経営体が経営している耕地(けい畔を含む
田、樹園地及び畑)をいい、自ら所有し耕作している耕地(自作地)と、他から借りて耕作している耕地(借入耕地)の合計。
土地台帳の地目や面積に関係なく、実際の地目別の面積。

利用にあたって

- (8) 生産農業所得＝農業総産出額×所得率＋農業生産に関わる経常補助金
- (9) 農業産出額とは……農業生産活動による最終生産物の総生産額であり、農産物別生産数量に農産物別農家庭先価格を乗じて算出したもの。都道府県を推計単位としている。
- (10) 林業経営体とは……次のいずれかに該当する事業を行う者。
- ①権原に基づいて育林又は伐採(立木竹のみを譲り受けてする伐採を除く。)を行うことができる山林の面積が3ha以上の規模の林業
 - ②委託を受けて行う育林若しくは素材生産または立木を購入して行う素材生産の事業
- (11) 林業就業者とは……15歳以上で特定の1週間の間に林業に従事した者
- (12) 上記のうち主として林業に就業している者とは
……主に勤務や自営により林業の仕事をしていた場合。
- (13) 漁業経営体とは……過去1年間に利潤又は生活の資を得るために、生産物を販売することを目的として、海面において水産動植物の採捕又は養殖の事業を行った世帯または事業所をいう。
ただし、過去1年間における漁業の海上作業従事日数が30日未満の個人経営体は除く。
個人経営体 個人で漁業を自営する経営体。
- (14) 漁業就業者とは……満15歳以上で過去1年間に漁業の海上作業に30日以上従事した者。
- (15) 漁業産出額とは……漁業生産活動による最終生産物の総生産額であり、漁業・養殖業の魚種別生産量に魚種別産地市場価格等を乗じて算出したもの。